

令和5年度「農林水産業デジタルマーケティング総合支援事業」業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

和歌山県内農林漁業者等の EC における販路開拓及び販路拡大に関する課題を解決するとともに、デジタルマーケティング（サイト構築、SEO 対策、SMO 対策、LPO 対策、ネット広告戦略、アクセス解析等）に係る総合的なサポート体制を構築することで、事業者の EC を通じた販売力・ブランド力向上を図るため、委託事業者をプロポーザル方式で選定する。

2 委託業務の内容

別添「仕様書」のとおり

3 委託上限額

金 5, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む）

4 契約期間

本業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和6年3月31日（予定）までとする。

5 委託業者の選定

(1) 選定方法

上記委託業務に係る企画提案書の提出とプレゼンテーションによるプロポーザル方式

(2) 参加の資格要件

参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- ウ 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- オ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- カ 国税及び県税の滞納がない者であること。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。
- ク 県の要請に応じて、速やかに対応することが可能であり、関係事業者と緊密に連絡調整をとれる体制を整えている者であること。

6 手続き等に関する事項

(1) スケジュール

実施要領等に関する質問受付締切	令和5年4月 5日 (水)
質問への回答期日	令和5年4月12日 (水)
企画提案書受付締切	令和5年4月19日 (水)
審査会	令和5年4月25日 (火)

※審査結果は、審査会終了後、速やかに参加者全員に通知します。

(2) 実施要領等に関する質問書の受付及び回答

ア 質問書受付期間

令和5年4月 5日 (水) 17時まで

イ 質問書提出方法

質問事項がある場合は、実施要領等に関する質問書（別紙様式1）を FAX または電子メールにより「8 問い合わせ先及び各種書類の提出先」あてに提出する。

なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・電話や来訪による口頭での質問
- ・提案書の具体的な記載方法、記載内容及び審査基準についての質問

※メールで提出する場合は、タイトル（件名）を「農林水産業デジタルマーケティング総合支援事業業務委託プロポーザル質問」とすること。

ウ 質問回答

質問者に対し FAX または電子メールにより令和5年4月12日 (水) 17時までに回答するほか、必要に応じて県食品流通課ホームページ上に回答を掲載する。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

①企画提案申請書（別紙様式2）

②企画提案書（任意様式。ただし用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。）

別紙「仕様書」を確認の上、次の項目が分かる資料も企画提案書に盛り込むこと。

- ・業務運営体制や業務運営スケジュール
- ・業務運営対応者の実務経歴（コンサルティング業務実績など）
- ・類似事業に関する実施実績
- ・事業展開時における連絡調整の手法
- ・支援対象者数及び支援希望者多数の場合における効果的かつ公正な選定方法
- ・県内農林漁業者等が有する課題提案及び課題解決のための提供サービス

③見積書（任意自由）

見積額は消費税及び地方消費税を含む額とし、「3 委託上限額」を超えないこと。
また、あて先は和歌山県知事とすること。

④誓約書（別紙様式3）

⑤提案者の概要が分かるもの（会社案内等）

※

⑥定款（又は寄付行為）の写し

⑦法人登記事項証明書

- ⑧印鑑登録証明書
- ⑨直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに類する書類
- ⑩法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書
(提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの)
- ⑪和歌山県税に未納がない旨の証明書(和歌山県内に本店又は支店を有する者に限る)
(提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの)

※和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者は、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを添付することで、上記「⑥~⑪」の書類を省略することができる。

イ 提出部数

企画提案書、見積書ともに6部(正本1部、副本5部)

ウ 提出期限等

提出期限:令和5年4月19日(水)17時(必着)

提出先:「8 問い合わせ先及び各種書類の提出先」あて

提出方法:直接持参、又は郵送すること

- ・直接持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く平日の9時から17時までとし、郵送の場合は、書留必着とする。

※FAXやメールでの提出は受理しません。

エ 留意事項

- ①上記ア「企画提案書」の内容については、契約候補者を選定するためのものであり、提案書どおりに実施するものではなく、県との協議により、実施内容を決定する。
- ②上記ア「見積書」内の経費等の金額については、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。
- ③審査会において、企画提案書等を使用してプレゼンテーションを実施すること。

(4) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・実施要領に違反すると認められる場合
- ・その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 複数提案の禁止

提案は1種類のみとし、複数の企画提案書の提出はできないものとする。

エ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

オ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

カ その他

提案者は企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

7 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査、採点し、審議のうえ契約候補者を選定する。

(2) 審査会

ア 開催日時・場所

令和5年4月25日（火）

和歌山県庁東別館5階（東5-A会議室）（和歌山市小松原通一丁目1番地）

（時間については提案者に別途通知します）

イ 企画提案の所要時間

各参加者35分程度（プレゼンテーション20分・質疑15分）とする。

ウ 注意事項

- ・提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはしない。

(3) 審査項目及び審査内容

提案のあった事業内容について、下記審査項目に基づき審査、採点し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。ただし、最高点の者が複数の場合は委員により組織された審査会において合議により決定する。また、審査結果は、選定後、速やかに参加者に書面で通知する。なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

【審査項目】

- ・本業務に関する理解度が高く、提案内容の着眼点、企画・提案力が優れているか
- ・事業説明会を含めたEC基礎講座やキックオフセミナーの提案内容は効果的なものか
- ・県内農林漁業者等が有するEC運営上の課題抽出・選定方法は効果的であるか
- ・課題解決のために提供されるサービスは県内農林漁業者等にとって有効か
- ・効果的かつ公正な対象者選定など業務目的達成のために有効な提案がなされているか
- ・業務運営体制は県や関係事業者等と円滑な連絡調整が可能な体制となっているか
- ・業務運営スケジュールは迅速かつ効果的な内容となっているか
- ・業務を確実に履行できる技術・実績等が十分に備わっているか
- ・支援予定事業者数など予算内で最大限の効果を引き出すことができる提案内容か 等

(4) 契約の締結

- ア 契約候補者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。
仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、契約候補者と県との協議により最終的に決定する。
- イ 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。
- ウ 委託先として選定した事業者については食品流通課のホームページで公表する。

8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

和歌山県農林水産部農林水産政策局 食品流通課 生産者支援班 大嶋・宮寄
(〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 県庁東別館5階)
TEL : 073-441-2814 FAX : 073-432-4161
E-mail : oshima_k0001@pref.wakayama.lg.jp